

市民健康菜園のきまり

市民健康菜園は、市民の皆さんに澄みきった青い空のもと、子どもからお年寄りまでお互い助け合いながら土に親しみ、野菜の栽培や収穫の喜びを分かち合い、心身ともに健康で明るく豊かな生活と心のふれあいを目的としています。

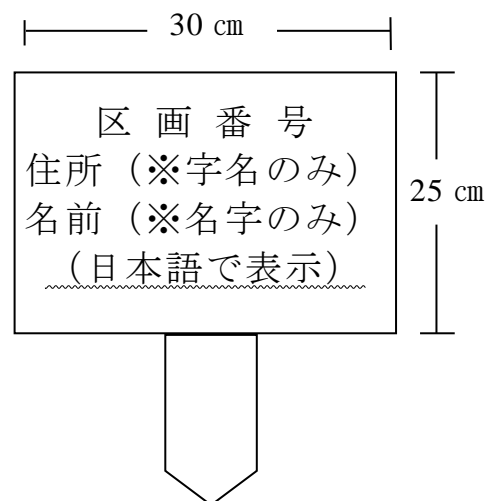
楽しい菜園づくりをするため、次のきまりを守ってください。

1 健康菜園の利用期間について

利用期間は4月29日から10月31日までです。
利用期間を遵守願います。

2 施設等の利用について

- (1) 健康菜園の各区画に番号を表示しますので、許可証の番号をよくお確かめのうえご利用ください。
- (2) 畑おこしは各自で行ってください。
- (3) 農薬（除草剤・殺虫剤等）を使用しないこと。
- (4) 栽培できるものは野菜です。
- (5) 種まき、苗植えの際は、成長して通路をふさいだり、隣の区画に飛び出さないよう考慮してください。
- (6) 区画には右図の大きさの立て札を各自で作成し、5月中に立ててください。
- (7) 清月菜園ご利用の方は、ご自分の区画を切れにくい丈夫なひもで囲ってください。
- (8) 区画や区画周辺の園路は各自で常に管理し、他の人の迷惑にならないようにしてください。
- (9) 耕うん機で畑おこしをする際は以下のきまりを守ること。
 - ① 耕うん機は小型で持ち運び可能なものとし、菜園内に放置しないこと。
 - ② 耕うん機の使用は区画内のみとし、園路等では使用しないこと。
 - ③ 耕うん機使用時は隣接する畑へ侵入しないこと。※ なお、区画の境界を示す杭を倒さぬよう十分注意してください。
また、耕うん機使用に伴い発生した事故等は利用者責任となります。
市は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- (10) 区画から出たごみ（雑草・野菜くず・とうきび殻等）は自己責任で処理してください。区画の土の中に埋めたり、区画で燃やしたり、菜園近くの町内会のごみステーションに出すことは絶対に止めてください。
- (11) 10月31日の閉園前に、区画の秋おこしをしてください。



3 利用の取り消しについて

次の事項に該当する場合は利用資格を取り消します。なお、取り消しによって生じた損害について、市は補償しません。

- (1) 1ヶ月以上放置した場合
- (2) 他の利用者に迷惑をかけた場合
- (3) 他の者に転貸した場合
- (4) その他、管理上支障がある行為をした場合

4 その他

- (1) 野菜作り等の相談につきましては、お隣どうしがお互い助け合いながら楽しく畑を利用しましょう。
- (2) 都合により健康菜園を利用できなくなった場合は、必ず、市民活動課までご連絡ください。

〒090-8501
北見市大通西3丁目1番地1
北見市役所

北見市市民環境部市民活動課市民活動係

電話 25-1105 FAX 25-1016

清月菜園では、障がいのある方も利用できるバリアフリー区画「ふれあい菜園」を設けています。

野菜づくりをとおし、あたたかな心でふれあいを深めましょう。

—北見市民憲章—

(本文)

- ・自然を愛し、清潔で美しいまちにしましょう。
- ・元気で働き、明るく豊かなまちにしましょう。
- ・きまりを守り、互いに助けあうまちにしましょう。
- ・教養を高め、スポーツと文化を育むまちにしましょう。
- ・夢をもち、みんながきらめく平和なまちにしましょう。